

## 令和2年度における公益通報制度の運用状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第68条に基づき、令和元年度における内部公益通報制度及び外部公益通報制度の運用状況について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 内部公益通報について

##### (1) 内部公益通報制度の概要

市職員等が公益のために通報する窓口を設け、行政運営上の違法な行為等に関する通報を受け付け、調査等を実施するもの。

##### (2) 令和2年度における内部公益通報の受理件数

2件（参考：令和元年度 1件）

##### (3) 内部公益通報の概要等

① 福祉局において、個人情報に記載された書類の自宅への持ち帰り等に関する通報があり、公益監察員との協議の上で実施した職員アンケートの結果を踏まえ、当該職場の関係職員に対して不適切な事務の是正を徹底するよう厳しく注意した。

② 総務局において、不適切な休憩の取得等の服務規律に関する通報があったが、通報対象の事実があるとの判断には至らなかった。

#### 2 外部公益通報について

##### (1) 外部公益通報制度の概要

外部の労働者（市職員等以外の労働者）の労務提供先において、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることについて、公益通報者保護法の規定により、権限を有する市の機関に通報があった場合に、調査等を実施するもの。

##### (2) 令和2年度における外部公益通報の受理件数

0件（参考：令和元年度 0件）